

「春秋左氏伝」における「免」字の用法と刑鼎の公開

久富木 成 大

はじめに

- 一 「春秋左氏伝」における「免」字の用法
- 二 「免」という文字について
- 三 「春秋左氏伝」における「免」字の背景
- 四 春秋時代の時代相と「免」
- 五 「免」と刑鼎の公開

注
おわりに

はじめに

春秋時代は、古代中国における法および法思想の確立ということにとつて、画期的な時期といえる。そのことは、現代では当然のこととなつている法律の公開が、中国では、この時代に初めてなされたことによつても、明白であろう。周知のごとく、「春秋左氏伝」昭公六年には、「鄭人、刑書を鑄（い）る」といつているが、これが、中国における、法律の公開を伝える、最初の記事である。杜預は、こ

こに注を加えて、「刑書を鼎に鑄、以て國の常法と爲す」といつている。鄭での、祭器としての鼎に刑法を鑄込んで公開するというこのやり方は、世界で最も古い法典として知られている、バビロニア王ハムラビの「ハムラビ法典」が、石に刻してシヤマス神殿の前に建てられたのと似かよつるところを持つている。また、鄭の宰相、子産による、この刑鼎の公開は、西暦でいえば紀元前五百三十六年にあたり、これはローマにおける十二表法制定よりも八十六年も前のことである^①。

鄭での、この刑鼎の公開は、突発的で孤絶した特殊なできごとではなかつた。「春秋左氏伝」では、鄭でのことについて、その二十三年のちのこととして、昭公二十九年に晉の國で公開された刑鼎のこととが記述されている。「春秋左氏伝」には、法の公開についての記録は、この鄭と晉との場合の二例にすぎない。しかし、これらにつづくはずの底流のようなものは、ほぼ一般的な傾向として、どの國にもあつたものと考えてよいであろう。それは、春秋時代の時代相と深くかかわるものであり、しかも、鄭や晉の刑鼎公開に際しても見

られたのであるが、社会の新旧両勢力の争いと無関係ではない。それにしても、刑鼎の公開というかたちでなされた、この法の公開という発想は、一体どこから来たのであろうか。これは、他とは無媒介に、突然、為政者たちの頭の中にひらめいたものでもないであろう。なんらかの具体的なモデルが、外部にあったものと推定される。小稿においては、そのような刑鼎のモデルともなったであろう事象を、前記の時代相と、「春秋左氏伝」のある表現とを手がかりにして追求し、明らかにしてみたい。

一、「春秋左氏伝」における「免」字の用法

「春秋左氏伝」には、約百五十数回もの頻度で「免」という文字が使われている。他方、「公羊伝」では十回、「穀梁伝」では十五回、合計しても二十五回にしかならない。「春秋」三伝において、もとより「左伝」は「公」・「穀」二伝にくらべて、その分量は多い。宋の王應麟の「困学紀聞」における翁元圻の注によれば、「左伝」は約十八万字、「公羊伝」は四万四千七十五字、「穀梁伝」は四万一千五百十二字というようなくらいである。このような、作品の長短ということを考えに入れてみても、「免」字のあらわれ方は「左伝」にあつては、他の二伝にくらべて異常に多いということができようであろう。この点を、我々はまず確認しておく必要がある。このように、「左伝」には「免」字の使用度数が非常に多いのであるが、それにはそれなりの必然性があるはずである。したがって、「左伝」における「免」字のことにふれるかぎり、その多用の必然性が、まず解明されなけ

ればなるまい。それには、この文字がどのように「左伝」のなかで使用されているかということ、詳細に検討しなければならない。ここでは、そうした検討にききだつて、この文字の「左伝」にあつての使われかたを類型づけておきたい。

(1) 「不免」型

○季文子曰く、齊侯は其れ免（まぬか）れざらんか。己は則ち禮なくして、禮ある者を討ちて曰く、汝（なんぢ）何の故に禮を行ふ、と。禮は以て天に順ふ。天の道なり。己は則ち天に反して、又もつて人を討つ。以て免れ難し。（季文子曰く、齊侯其不免乎、己則無禮、而討於有禮者曰、汝何故行禮、禮以順天、天道也、己則反天、而又以討人、難以免矣。『春秋左氏傳』文公十五年）

この型は、「左伝」に、約二十二回でてくる。そして、この型は「左伝」の記事に多い、予言の一つのタイプを形成しており、「公羊」「穀梁」二伝には、絶えてその使用の例を見ないタイプである。

(2) 「免於難」型

これは、身の危険から「まぬかれる」という意味で使用されている「免」の字である。「免於」ののりどころに、さまざまの危険や苦難にあたる言葉がくるのである。

○呉の公子札、來聘す。……其の出でて聘するや嗣君を通ずるなり。……晋に適（ゆ）く。趙文子・韓宣子・魏獻子を説（よろこ）ぶ。曰く、晋國は其れ三族に萃（あつま）らんか。叔向を説ぶ。將に行（さ）らんとして、叔向に謂ひて曰く、吾子これを勉めよ。君侈（おご）りて良大夫多し。皆、富めり。政、將

に家に在らんとす。吾子、直を好む。必らず自ら難を免れんことを思へ、と。(呉公子札來聘、……其出聘也、通嗣君也。……適晉、説趙文子・韓宣子・魏獻子曰、晉國其萃於三族乎、説叔向、將行、謂叔向曰、吾子勉之、君侈而多良大夫、皆富、政將在家、吾子好直、必思自免於難)「春秋左氏傳」襄公二十九年)

呉王、寿夢の第四子、公子札、つまり季札が新君、夷昧(いまい)の即位したことを報告するために、各国を歴訪した。晉を訪問した季札は、叔向の人物に感心しながらも、その剛直な人柄から、禍にかからないように心がけることを注意した。必ず自(みずか)ら難に免(まぬ)かれんことを思へ、と、季札は叔向にいったのである。

(3) 「免之」型

○孟明、稽首して曰く、君の惠、僕臣を以て鼓に覺(ちぬ)らずして、歸りて戮に秦に就かしむ。寡君の以て戮するを爲さば、死すとも且つ朽ちざらん。若し君の惠に従ひて之を免(ゆる)さば、三年にして將に君の賜を拜せんとす、と。(孟明稽首曰、君之惠、不以僕臣覺鼓、使歸就戮于秦、寡君之以爲戮、死且不朽、若從君惠而免之、三年將拜君賜)「春秋左氏傳」僖公三十三年)

秦の大夫の孟明は、晉との戦いで捕虜になった。しかし、晉の文公の夫人、文嬴は秦の公女であり、そのはからいで秦へ送りかえされることになった。その直後、そのことに反対する人々が追手をさしむけた。しかし、孟明はすでに黄河の渡し場から船ではなれたばかりであり、船上から岸の追手に向かっていったのが、右にあげたことばである。ここで孟明は、「もし(主君(晉君))のお恵みのお

かげで、わが君が、私を処刑することを免(ゆる)してくれようなことがあれば云々」という。このように、「免」の字は、ゆるすという意味でつかわれることもある。

以上にのべた(1)(2)(3)における用法が、「春秋左氏傳」の「免」字のつかわれ方の主要な「型」であるといつてよい。そのほかに、ごく少数の用例として、以下に示すようなものがある。

○郤至、三たび楚子の卒に遇ふ。楚子を見れば必らず下(くだ)り、胄(かぶと)を免(ぬ)いで趨ること風のごとし。(郤至三遇楚子之卒、見楚子必下、免胄而趨風)「春秋左氏傳」成公十六年)

晉と楚の戦いの最中、晉の郤至は、楚王の戦車に出会うごとに、乗っていた戦車からおり、胄を「免(ぬ)いだ」という。これは、敵將、楚王に対して敬意を表したのである。

○太子……石乞孟黶を下(くだ)して子路に敵(あた)らしむ。戈を以て之を撃ち、纓を斷つ。子路曰く、君子は死すとも、冠を免(ぬ)がず、と。纓を結びて死す。(太子……下石乞孟黶、敵子路、以戈撃之、斷纓、子路曰、君子死、冠不免、結纓而死)「春秋左氏傳」哀公十五年)

衛の内乱で、孔子の弟子の子路は戦死した。そのとき、戈(ほこ)で切られた冠の紐を結びなおして、「君子は死んでも冠は免(ぬ)がないものだ」と叫びながら、殺されてしまったという。これは、瞬時たりとも、君子としての礼を忘れないという子路の生き方を、強調して伝えているのである。

ここにあげた例は、胄や冠を「ぬぐ」という意味に使用された「免」字の用例である。これらの延長上にある例として、以下のごときも

のもある。

○陳侯、司馬桓子をして賂(まひな)ふに宗器を以てせしむ。陳侯、免(ぶん)して社を擁し、其の衆をして男女別れて繫(つなぎ)、以て朝に待たしむ。(陳侯使司馬桓子賂宗器、陳侯免擁社、使其衆男女別而繫、以待於朝)「春秋左氏傳」襄公二十五年)

鄭の軍が、夜陰に乗じて陳の都を攻め、城内にまで侵入し、征服した。陳侯は祖先伝来の祭器を鄭軍に贈り、さらに大勢の男女を奴隸として鄭にさし出すべく、繩でしばって朝廷に待たせておいた。

その上で、みずからは亡国の君主としての作法にしたがつて喪服をつけ、社、つまり土地神の神体を抱いて、鄭の將軍たちの前に出頭した。ここにいう「免(ぶん)」とは、元来は喪服をつけるとき冠をぬぎ、髪を束ねることをいうのであるが、のちには喪服そのものをも指すようになった。ここでの用例は、喪服の意味である。

「春秋左氏伝」での「免」字の用法としては、また、つぎのようなものもある。

○夏、四月、四たび郊を卜(ぼく)す。従はず。乃ち牲を免(はな)つ。禮に非るなり。(夏、四月、四卜郊、不従、乃免牲、非禮)「春秋左氏傳」僖公三十一年)

四月に、郊祭を行うべき日を、四度も占った。しかし、いずれの場合も凶と出た。そこで犠牲に用意しておいた牛を「免」、つまり放して、郊祭をおこなわなかったという。

ここに(1)(2)(3)、およびその後四例を挙げて示したのであるが、「春秋左氏伝」においては、約百五十回出てくる「免」字の用法は、

そのほとんどが(1)(2)(3)のなかに入ってしまう。そこに分類できないものは、ごく少数にすぎない。そのため、「左伝」における「免」字の用法という場合、(1)(2)(3)の範囲内に限定したとしても、大過はないであろう。ところで、その(1)(2)(3)であるが、このうち、(1)については、前述のごとく、「左伝」に多い予言に密接にかかわっているのである。そのいみで、(1)は、(2)(3)とはかなり性質を異にしているといえよう。このことについては別稿を用意することにし、ここではそのことには言及しない。

(1)と(2)とは、さきに見たように、「まぬかれる」という意味である。この場合の「免」を、文法的に見てみよう。そうすると、これは、まず、動詞であり、その動詞のなかでも、目的語をとらないところの自動詞であるとみてよい。そのことを、(2)にあげた例文の意味構造をとらえて、簡略なかたちにして示してみると、つぎのようになる。

○叔向免於難。(叔向、難より免かる。)

他方、(3)についてみてみよう。(3)における「免」は、意味としては、「ゆるす」ということであつた。したがって、文法的には、これは、目的語をとる、他動詞であるといつてよい。このことを、(3)にあげた例文の意味構造を簡略化して示してみる。

○君免(我)戮。(君、我が戮されんことを免す。)

以上にのべたことによつて、(1)(2)と(3)とは、意味の上で、「まぬかれる」——「ゆるす」、文法的性格のうえで、「自動詞」——「他動詞」のごとく対応していることがわかる。しかしながら、(1)(2)と(3)の「免」字は、それぞれ別のものとして対応しているのではない。同じ意味

の語が、主客立場を変えたときの位置関係にあるのであるといふことがわかる。このことを、「ゆるす」という場合を例にしていえば、つぎのようになる。主語にある位置にある者が、目的語の位置にあるものに対していえば、まさしく「ゆるす」である。ところが、目的語にあるところのものを、主語の位置に持つてくると、それは「ゆるされる」、つまり「まぬかれる」ということになる。このように考えるときには、(1)(2)と(3)との「免」字は、意味の上でのちがいを論ずることには、あまり意味がないのであるといふことがわかる。むしろ、意味上は、「ゆるす」から「ゆるされる」まで、一連のこととして、一語の意味のひろがりの例と見なしてよい。問題にすべきは、誰が「ゆるし」、誰から「まぬかれる」とかということであろう。これについては、のちの三・四・五章において論ずることにする。そして、さしあたって、以下の第二章において、「免」字について、小稿で問題にする、この「ゆるす」・「まぬかれる」という用法が、この文字の一般的な、あるいは本来的な意味のうえで、どのような位置にあるのかということ、一応確かめておきたい。

二、「免」という文字について

「免」字について、段玉裁は、つぎのようにいつている。

○許の書は、此の字を失へり。而るに形聲は多く用いて偏旁と爲せば、闕くべからざるなり。今、免を補ふ。免の異なるは、その足を異にするなり。能・鹿・麕(ちやく)は比に从(した)がふ。鳥・鳥・免は匕に从ふ。免は、其の蹲居の形に象(か

たど)り、足あり、尾あり。その字は當に之を横視すべし。免の走りて、最も迅速なるとき、其の足は跚(つまびらか)に見えるべからず。故に免は一畫を省く。免、人に獲られざれば、則ちこれを免と謂ふ。孫子に云ふ。始めは處女の如くして、敵人戸を開きて後、脱免の如くすれば、敵、拒(ふせ)ぐに及ばずと、是なり。此の二字の別たるや、これを引申するなり。凡そ逃避するものは、皆これを免と謂ふ。假借して袒(たん)免(ぶん)と爲し、免薨と爲す。毛詩の酒と韻するに依り、古音は十三部に在り、轉じて十四部に入るなり。今音は忙辨の切。錢氏大昕云ふ。免・免、まさにこれ一字なるべし。漢人、隸を作るに誤ちてこれを分かつと。未だ然らざるに似たり。免は免に从へば、自(おの)づから、これ會意なり。(許書失此字、而形聲多用爲偏旁、不可闕也、今補免、免之異、異於其足、能鹿麕从比、鳥鳥免从匕、免象其蹲居之形、有足有尾、其字當橫視之、免之走最迅速、其足不可跚見、故免省一畫、免不見獲於人、則謂之免、孫子云、始如處女、敵人開戸、後如脱兔、敵不及拒是也、此二字之別也、引申之、凡逃逸者皆謂之免、假借爲袒免、爲免薨、依毛詩與酒韻、古音在十三部、轉入十四部也、今音忙辨切、錢氏大昕云、免免當是一字、漢人作隸誤分、之、似未然、

免从免、自是會意。『說文解字注』第十篇上)

「免」という文字は、ここにも明らかのように、文字学上、古来、問題が多い。それは、もともと、この文字が「說文解字」に収録されていなかったことに原因がある。そして、争点の中心になつてゐるのは、「免」と「免」とが本来的には同一の文字であつたとする錢

大昕の説と、段玉裁の主張するように、免は免から一面を省略して作った別字であるとす、二氏の説である。これら両氏の考えが長いあいだ争つてきて決着がつかなかったわけであるが、最近の文字学上の成果からすれば、錢・段両氏の説も否定されることになる。

白川静氏に、つぎの説がある。即ち、卜辞の免、金文の免を見れば、もと、別にその字があったことが知られるという。これは別字説であるから、一面で段玉裁の説と合うところがある。しかし、その内容は、全く異なっている。ここで、我々が問題にしている「免」字は、白川氏によれば、「金文に免觶・免簠など免氏の器が多く、その字は免形と類せず、免胄の象とみるべき形である。國語周語中『左右免胄而下』、また晉語六『免胄而聽』とあり、免胄が字の本義」ということになつてゐる。

「免」字の意味については、段玉裁は前述のごとく「逃逸するもの」という。これは又、「免の走りて、最も迅速なるとき、其の足は跣（つまびらか）に見るべからず。故に免は一画を省く」といい、このように速く走るとき「免は人に獲られず」という。これは結局「免が逃げる」ということである。「免」字の字源に関して、免免一字説をとつて段氏と対立した錢大昕も、字義に関するかぎり、実は以下にのべるように段氏と異なるところはない。

○予、嘗て謂へらく、説文に免字なきは、免は即ち免なればなりと。免よく逃失すれば、借りて脱免の字と爲す。兩音あるも兩字に非ず。漢隸、偶ま一筆を省き、世人、ついに區してこれを二とし、その義を失う。脱免はもと雙聲、漢人はなほ古音を知る。故に免を讀みて免の如くす。（予嘗謂説文無免字、免即免也、

免善逃失、借爲脱免字、有兩音而非兩字、漢隸偶省一筆、世人遂區而二之、失其義矣、脱免本雙聲、漢人猶知古音、故讀免如免。『十駕齋養新録』卷四、免與脱同義）

ここで、錢大昕は、「免よく逃失すれば、借りて脱免の字となす」といつている。したがつて、免という文字の意味の由来するところを、段・錢両氏とも、免の、足が速くてよく逃げ走るといふ特性に、おいてゐるのだということがわかる。

白川氏の、最近の卜辞・金文研究の成果にたてば、「免」字の原義は「胄（かぶと）をぬぐ」ということであるといふことは、前にのべたごとくである。そこから引伸されて「まぬかれる」といふ意味が出てくるわけである。したがつて、旧來の段玉裁・錢大昕らの説と、出発点は異にしながらも、意義上は一致するところが出てくるということにならう。

「免」字にかかる文字学上の検討が一段落したところで、我々は再び「左伝」における「免」字にかえらなければならない。「左伝」では、ごく少数の「免胄」、つまり「ぬぐ」の用例があり、大多数は「ゆるす」と、それが受身になつた「まぬかれる」といふものであつた。小稿において、我々が問題とする、「免」の「左伝」における意味は、この、「ゆるす」「まぬかれる」の方である。伝統的な段・錢両氏の説では、これは「免」字の本義にちかいたところにある用法といふことになる。新らしい、白川氏の説では、逆に、引申義であるといふことになる。

三、「春秋左氏伝」における「免」字の背景

さきに第一章において我々は、「左伝」における「免」字のつかわれ方を、類型化というかたちで見えてきた。ここでは、具体的に、どのような場面で使用されているかを、いくつかの項目に分類して、ある程度、年代順になるように、見ていきたい。

(一) 刑罰

春秋時代には、公的なもの、あるいは私的なかたちで施行された、さまざまな刑罰があった。

○晋の韓起、鄭に聘す。……宣子、環（たま）あり。其の一は鄭の商に在り。宣子、諸（これ）を鄭伯に謁（こ）ふ。子産、與（あた）へずして曰く、官府の守器に非ざるなり。寡君しらず、と。子大叔・子羽、子産に謂ひて曰く、……吾子何ぞ一環を愛（をし）みて、其れ以て憎しみを大國に取らんや。蓋ぞ求めて之を與へざる、と。子産曰く、……夫れ大國の人、小國に令して、皆、その求めを獲ば、將に何を以てか之に給せんとする。一は共し、一は否（しか）らざれば、罪たること、滋（ますます）大なり。……若（も）し韓子、命を奉じて、以て使して玉を求めば、貪淫甚だし。獨り罪に非ざらんや。一玉を出だして以て二罪を起し、吾また位を失ひ、韓子、貪を成さんこと將た焉（いず）くんぞ之を用ゐん……と。鄭六卿、宣子を郊に餞す。……宣子、私に子産を覲（み）て……曰はく、子、起に命じて夫の玉を捨てしむ。是れ我に玉を賜ひて吾を死より免かれしむるな

「春秋左氏伝」における「免」字の用法と刑罰の公開

り、……と。（晋韓起聘于鄭、宣子有環、其一在鄭商、宣子謁諸鄭伯、子産弗與曰、非官府之守器也、寡君不知、子大叔子羽謂子産曰……吾子何愛於一環、其以取憎於大國也、盍求而與之、子産曰……夫大國之人、令於小國而皆獲其求、將何以給之、一其一否、爲罪滋大……若韓子奉命以使而求玉焉、貪淫甚矣、獨非罪乎、出一玉以起二罪、吾又失位、韓子成貪、將焉用之……鄭六卿餞宣子於郊……宣子私覲於子産……曰子命起舍夫玉、是賜我玉而免吾死也」春秋左氏傳「昭公十六年」

晋の上卿の韓宣子が鄭を訪問した。彼は、二個で一そらいになる「環」のうち、その片一方を所有していた。ところが、おりよく、もう一方の環は、この鄭の商人が持っていたのである。そこで韓宣子は、鄭伯に働きかけて、商人の手から、その環を得ようとした。しかし、その韓宣子の願いは、鄭の宰相、子産によって断られた。このことが、大國晋の、小國鄭への際限もない要求の発端になることを、子産は恐れたのである。つまり、いざれ大國の望みをかなえないようになって、大國から鄭が罰せられるという日のくることが無いようにと、その発端を断つたのである。さらに、一國の使者である韓宣子に、その私的な要求をかなえさせたならばどういうことになるか。韓宣子は、そのときには玉環への利慾に目がくらみ、主君の使者という大役を穢してしまふという大罪を犯すことになる。韓宣子の要求をかなえることによって生ずるであろうところの、鄭國が大國晋の要求をかなえられないという場合の罪と、韓宣子の犯す瀆職の大罪と、この二つの罪を、子産は未然に防ごうとしたわけである。後に、このことに気づいた韓宣子は、みずからの非を悟り、

子産に対して「私を死罪から免かれさせて下さった」といって、深く感謝した。もし子産の配慮がなければ、韓宣子は無意識のうちに君命を辱かshめるといふ大罪を犯し、主君の命令によって、死刑が執行されたであろう。「吾を死より免かれしむる」といふ韓宣子のこのことは、死刑を「免かれ」得た韓宣子の安堵の気持を、よく伝えている。

また、別につきのような例もある。

○衛侯、元咺と訟ふ。甯武子、輔と爲り、鍼莊子、坐と爲り、士榮、大士と爲る。衛侯、勝たず。士榮を殺し、鍼莊子を刑（あしき）り、甯愈を忠なりと謂ひて之を免し、衛侯を執（とら）へて之を京師に歸（おく）り、諸を深室に眞（お）く。甯子囊饁（たぐせん）を納るるを職（つかさど）る。元咺、衛に歸り、公子瑕を立つ。（衛侯與元咺訟、甯武子爲輔、鍼莊子爲坐、士榮爲大士、衛侯不勝、殺士榮、則鍼莊子、謂甯愈忠而免之、執衛侯歸之于京都、眞諸深室、甯子職納囊饁焉、元咺歸于衛、立公子瑕）
「春秋左氏傳」僖公二十八年

衛侯（成公）は、当時の大国のうち、晉につくか楚につくかというところで、国の長老たちと対立し、国外での亡命生活を余儀なくされてきた。ところが、その帰国に際して、手ちがいから戦鬪がおこり、弟の叔武を死に至らしめてしまった。そのことについて大夫の元咺と対立した。一方、晉の文公は四月に城濮の戦いで、斉宋などと連合して楚を破った。そして翌五月、踐土に諸侯を集めて会盟を主催した。そのおり、襄王によって諸侯の長、つまり覇者に任命されている。はなしをもとにもどすと、衛侯と元咺は裁きを、この覇者文

公に求めた。文公の判決は元咺を勝とし、衛侯を負けと定めた。そのうえ、衛侯を周の都（洛陽）に送って幽閉し、その臣、士榮を死刑にし、鍼莊子を刑（あしきり）に処した。甯武子は衛侯の側的人物ではあるが、その忠義を高く評価され、そのおかげで「免（ゆる）され」て、何の罪も加えられなかった。これが覇者、文公の衛国の騒動に対する裁判と、その判決である。したがって、この判決による刑罰を、甯武子は「免（ゆる）された」のである。これは又、こゝばを変えれば、甯武子は、みずからの忠義心のおかげで、覇者、文公の刑を「免（まぬ）かれた」のである。

(二) 軍事に関連するもの

春秋時代は戦乱の時代であり、人々は日々の生活を通じて、戦争をめぐる諸々の事象とかわりを持った。このような事実を反映しているのであろうか、「春秋左氏伝」における「免」字は、実は、戦争に関連した場面において最も多く使われているのである。

○楚子、又、成（たひらぎ）を晉に求めしむ。晉人これを許し、盟ふこと日あり。楚の許伯、樂伯に御（ぎよ）たり、攝叔、右（いう）と爲り、以て晉の師を致す。……晉人これを逐ひ、左右にこれを角す。樂伯は左に馬を射て、右に人を射る。角、進む能はず。矢は一のみ。麋、前に興（た）つ。麋を射て龜に麗（つ）く。晉の鮑癸、其の後に當たる。攝叔をして麋を奉じて獻ぜしむ。曰く、歳の時に非ずして、獻禽の未だ至らざるを以て、敢へて諸を從者に膳す、と。鮑癸これを止めて曰く、其の左は善く射、其の右は辭あり。君子なり、と。既にして免（まぬか）る。（楚子又使成于晉、晉人許之、盟有日矣、楚許伯御樂伯、攝叔爲

右、以致晉師、……晉人逐之、左右角之、樂伯左射馬、而右射人、角不能進、矢一而已、樂輿於前、射樂麗龜、晉鮑癸當其後、使攝叔奉麋獻焉、曰、以歲之非時、獻禽之未至、敢膳諸從者、鮑癸止之曰、其左善射、其右有辭、君子也、既免。春秋左氏傳。宣公十二年。

楚の樂伯・許伯・撰叔は、晉軍に奇襲攻撃をかけたが、ついには矢が一本のこるのみとなつてしまった。しかもその時、背後に晉の鮑癸がしのび寄つており、まさに絶体絶命の危機におちいった。ちょうどその時、前方に鹿が一頭あらわれた。そこで残る一本の矢でそれを仕留め、それを鮑癸に献上した。鮑癸は、敵の弓の腕前と、献上するときの口上のみごときに感心し、追撃をやめた。そのすきに、樂伯たちは、やつとのがれることができたのである。このようにして、矢も尽きて、はさみうち合い、ふつうなら討ち死にが必至という事態を、一転して助かることになつたことを、免という字であらわしたのである。

○趙旃、其の良馬二を以て、其の兄と叔父とを濟ひ、他馬を以て反（かへ）る。敵に遇ひて去ること能はず。車を棄てて林に走る。逢大夫、其の二子と乘る。其の二子に顧（かへり）みる無かれと謂ふ。顧みて曰く、趙叟、後に在り、と。之を怒りて下（くだ）らしめ、木を指さして曰く、女（なんぢ）を是（こゝ）に尸せん、と。趙旃に綏（すい）を授けて以て免れしむ。明日、表を以て之を尸す。皆、重獲せられて木の下に在り。（趙旃以其良馬二、濟其兄與叔父、以他馬反、遇敵不能去、弃車而走林、逢大夫與其二子乘、謂其二子無顧、顧曰、趙叟在後、怒之使下、

指木曰、尸女於是、授趙旃綏以免、明日以表尸之、皆重獲在木下。春秋左氏傳。宣公十二年。

ここでは楚と晉の戦いの場面で、敗走する晉軍の將、逢氏と、その二人の子供の悲劇的な運命をえがいている。そして又、このような悲劇を代償にして、危うく難を免（まぬ）かれた趙旃のことものべられている。その具体的な状況は、こうである。楚の激しい攻撃のなかで、良馬を兄と叔父にゆずつて逃がし、自らは馱馬に乗つていた趙旃は、たちまち追いつめられて徒歩で林にげこんだ。ちょうどその時、大夫の逢氏が二人の子供を戦車にのせて通りかかった。逢大夫は、その場の危機的状況を十分に察知していたので、趙旃のいることを知つてはいたが、なんとか二人の子供を助けたい一念で、趙旃の危急を気づかないふりをして、通過しようとした。そのため、子供たちに決して後をふりかえるなと嚴命をくだした。ところが、子供たちは、その命に反して後ろをふりかえり、趙旃に気づいて、そのことを父に知らせた。こうして趙旃のことを知つて、こゝになつた以上、親子の情よりも、重臣を救うという公的立場をとらざるをえなくなり、逢大夫は子供たちを下車させた。そして趙旃に引き綱を与えて車にひき上げ、彼を、この危機から免（まぬ）かれさせたのである。逢大夫が翌日こゝへきてみると、二人の子供たちは、木の下で重なつて殺されていたという。こうして、本来なら敵の手で殺されるのが当然といえるほどの危機に陥つていた趙旃は、逢大夫の子供たちが後をふりかえつたという全くの偶然を契機にして、その絶对的な危機を免（まぬ）かれたのである。

○齊侯、我が北鄙を伐ち龍を圍む。……衛侯、孫良夫・石稷・甯

相・向禽をして將に齊を侵さんとせしむ。齊の師と遇ふ。……石成子曰く、師敗れたり、子、少（しば）らく須（ま）たずんば、衆おそらく盡きん。子、師徒を喪はば何を以て復命せん。皆對へず。又曰はく、子は國卿なり。子を隕（うしな）はば辱なり。子、衆を以（ひき）みて退け。我は此に乃ち止まらんと。且つ車の來ること甚だ衆（おほ）しと告ぐ。齊の師も乃ち止り、鞠居に次（やど）る。新築の人、仲叔于奚、孫桓子を救ふ。桓子ここを以て免（まぬ）かる。（齊侯伐我北鄙、圍龍、……衛侯使孫良夫・石稷・甯相・向禽將侵齊、與齊師遇……石成子曰、師敗矣、子不少須、衆懼盡、子喪師徒、何以復命、皆不對、又曰、子國卿也、隕子辱矣、子以衆退、我此乃止、且告車來甚衆、齊師乃止、次于鞠居、新築人仲叔于奚救孫桓子、桓子是以免」

「春秋左氏傳」成公二年）

齊が魯に攻め入った。その留守に、衛では齊を侵略しようとした。そのため軍を出したのである。ところが、その途中で、衛軍は思いがけず魯から引き上げる齊軍と鉢合わせしてしまふ。そこから起こった戦闘で、衛軍は敗北を喫した。衛の正卿の孫桓子は、石成子のながした、大授軍が到着するというデマのおかげで齊軍が攻撃を中止したこと、新築の仲叔于奚が味方につけてくれたこと、この二つの理由によって、戦死するところを、危うく「免（まぬ）かれた」のである。

○左司馬戌、息に及びて還（かへ）り、呉の師を雍濫（ようぜい）に敗りて傷つく。初め、司馬、闔廬に臣たり。故に禽（とりこ）と爲（な）るを恥づ。其の臣に謂ひて曰く、誰か能く吾が首を

免（まぬか）れしむる。と。呉句卑曰く、臣賤し。可ならんかと。司馬曰く、我、實に子を失へり。可なるかな。と。三たび戦ひ、皆傷つく。曰く、吾用ゐるべからざるのみ。と。句卑、裳を布（し）き、剄（くびは）ねて之を裏（つつ）み、その身を藏（かく）して、其の首を以て免（まぬ）かる。（左司馬戌及息而還、敗呉師于雍濫、傷、初、司馬臣闔廬、故恥爲禽焉、謂其臣曰、誰能免吾首、呉句卑曰、臣賤、可乎、司馬曰、我實失子、可哉、三戰、皆傷、曰、吾不可用也已、句卑布裳、剄而裏之、藏其身、而以其首免」

「春秋左氏傳」定公四年）

これはおなじ戦争の場面における「免」でも、少々おもむきを異にしている。それは、自分が捕虜になりたくないだけでなく、死んでのち、首だけでさえ敵の手に渡したくないという執念が、そこにこめられており、こうした点が、ふつうの場合と、ちがうのである。呉と楚の戦いで、楚都、郢（えい）に攻め入った呉軍と戦って敗れ、しかも瀕死の重傷を負った左司馬戌は、つぎのような処置をとった。彼は家臣にたのんで、死後の自分の首が呉軍の手に渡らないように十分にたのんでおいた。そのことが忠実に実行された。こうして、彼の首は、敵の手にわたることから「免（まぬ）かれた」のである。

○晉侯、曹を圍み、……三月丙午、曹に入り、之を數むるに其の僖負羈を用ひずして、軒に乗る者、三百人なるを以てし、且つ曰はく、状を獻ず、と。令し、僖負羈の宮に入る。こと無からしめて、其の族を免す。施に報ゆるなり。（晉侯圍曹、……三月丙午、入曹、數之以其不用僖負羈、而乘軒者三百人也、且曰獻狀、令無入僖負羈之宮、而免其族、報施也」

「春秋左氏傳」僖公二

十八年)

晉侯、つまり晉の文公は、まだ重耳と名のついでた公子時代に、国外流浪の苦勞の多い日々をおくっている。その当時、曹の僖負羈は重耳を厚く遇し、食物などを献上したりした。むかしの、その恩に報ゆるために、晉の文公は曹に攻め入ったとき、特別に軍令を出した。その軍令によって、僖負羈の家に侵入してはならないということ、その一族に危害を加えてはならないという二点を実行させた。このように、戦争の場面で出された軍令、それによって、敵軍からの略奪や刑罰から「免(まぬ)かれる」ということもあった。

○齊侯免(まぬ)かれ、丑父を求めて、三たび入り三たび出づ。齊の師を出づる毎に、以て退くものを帥るて、狄の卒に入る。狄の卒、みな戈を抜き、楯もてこれを冒(おほ)ひ、以て衛の師に入る。衛の師、これを免す。遂に徐關より入る。(齊侯免、求丑父、三入三出、每出齊師以帥退、入于狄卒、狄卒皆抽戈、楯冒之、以入于衛師、衛師免之、遂自徐關入)「春秋左氏傳」(成公二年)

ここには「免」の字は二回使われている。前の方は、部下の計略によって、晉軍のもとから齊侯がうまく逃れたことをいう。ここで注目したいのは、実は、後の方の「免」である。これは、晉の援軍としての衛や狄の軍勢の中に、齊侯は三たび突入する。それは、自分の身代わりとなって、自分を逃がしてくれた部下を救うためであった。晉や狄は、その気になれば齊侯を殺すことは容易にできたのであるが、齊からの後難を恐れて殺さず、わざと逃がした。したがって、この「免」は、ゆるす、又は、逃がす、という意味で用い

られている。これは、齊侯の方からすれば、「まぬかれる」ということになろう。齊軍の力が、晉や狄の連合軍より大きく上回っていたから、齊侯を殺した場合の、齊軍の仕返しを晉がおそれたので、このような事態が、生じたのである。戦いの場面において、両軍の戦力に大きな差があるという現実を背景にして、「免」の字がこうした意味をになうのである。

戦争をめぐって用いられる「免」字の例は、「左伝」のなかでは、そのすべてを列挙するには、あまりにも多い。そこで、その典型的なものを示しておえたところで、項を改めることにしたい。

(三) 上司の罰

のちに述べるように、春秋時代は社会の変動の時であって、身分制もまた変動し混乱した。しかしながら、主君をはじめとして、上司のくだす罰というものも厳存しており、それらがきびしく作用していた。

○齊侯、公孫青をして衛に聘せしむ。既に出ず。……遂に諸に死鳥に従ひ、事を將(おこな)はんと請ふ。……賓、將に振(しう)せんとす。主人……敢へて辭す、と。賓曰く、寡君の下臣は、また君の牧圉なり。若し外役を扞(まも)るを獲ずんば、是れ寡君を有せざるなり。臣、戾(つみ)を免かれざらんことを懼る。請ふ以て死を除かん、と。親(みづか)ら鐸を執り、終夕、燎に與(あづか)る。(齊侯使公孫青聘于衛、既出……遂從諸死鳥、請將事、……賓將振、主人……敢辭、賓曰、寡君之下臣、亦君之牧圉也、若不獲扞外役、是不有寡君也、臣懼不免於戾、請以除死、親執鐸、終夕與於燎)「春秋左氏傳」(昭公二十年)

衛の内乱によって、衛侯は都をのがれ出て、そこはまだ衛国内ではあるが、すでに国境に近い所にある死鳥にまで退いていた。齊侯の命を受けて衛侯を見舞った公孫青は、衛公のために不寝番に立つことを申し出る。遠慮して固辞する衛侯に対して、公孫青は、こうしなければ、使者として、君命を全うしないという罪を犯すことになる。こうした死罪から私は「免（まぬ）かれたいのだ」という。こうして公孫青たちは、自分たちで鈴を鳴らし、一晩中かがり火をたいて見張りをつとめた。ここに公孫青がみずからいうように、上司、——この場合は主君であるが、その主君の罰から「免」かれるということが、臣下の生命にかかわる、大きな関心事であったのである。

○春、楚の屈瑕、羅を伐つ。鬬伯比これを送りて還る。……楚子に見えて曰く、必ず師を濟（ま）せと。楚子辭す。……鄧曼曰く、大夫は其れ衆をこれ謂ふには非じ。……莫敖を威すに刑を以てせんことを謂ふならん。……莫敖を見て諸に天の易に假さざるを告げんことを謂ふならん。……楚子、頼人をして之を追はしむ。及ばず。莫敖……羅に及ぶ。羅と盧戎と兩（ふた）ところより之に軍し、大いに之を敗る。莫敖、荒谷に縊（くび）る。群帥、治父に囚はれて以て刑を聽く。楚子曰く、孤の罪なりと。皆これを免（ゆる）す。（春、楚屈瑕伐羅、鬬伯比送之還、……見楚子曰、必濟師、楚子辭焉、……鄧曼曰、大夫其非衆之謂……謂……威莫敖以刑也、……謂……見莫敖而告諸天之不假易也……楚子使頼人追之、不及、……莫敖……及羅、羅與盧戎兩軍之、大敗之、莫敖縊于荒谷、群帥囚于治父以聽刑、楚子曰、孤之罪也、

皆免之。『春秋左氏傳』桓公十三年）
楚の武王は、大夫の鬬伯比の助言を無視した。そのため莫敖の屈瑕のひきいる楚の軍勢は、羅との戦いに大敗を喫した。屈瑕は責任をとって自殺した。他の將軍たちは武王の刑の執行を待った。しかし王は自らの非をさと、將軍たちを罰することをしなかった。こうして將軍たちは、王から「免（ゆる）された」のであるが、これは將軍たちからすれば、王の執行する刑を「免（まぬ）かれた」ということになる。

当時、主従のあいだでは、主から従者への刑の執行ということが大きな関心事であり、こうした現実を背景にして、「免」ということが意識された。

（四）連座をめぐって

『康誥』に在りて曰く、父子兄弟、罪、相及（あいおよ）ばず、^④と（『左伝』昭公二十年）といわれるように、犯罪者への刑罰が肉親にまで及ぶということは、儒教では理想的なことではないとされている。^⑤

○晉侯、叔向の罪を樂王鮒に問ふ。對へて曰く、其の親を棄てず。其れ有らん、と。是に於て、祁奚、老せり。之を聞き、駟（じつ）に乗りて宣子を見て曰く、……夫れ謀りて過ち鮮く、惠み訓へて倦まざる者は、叔向あり。杜稷の固めなり。猶ほ十世これを宥して、以て能者を勧めんとす。今、壹にして其の身を免さず、以て杜稷を棄てんとす。亦、惑はずや、……宣子説び、之と乘り、以て諸を公に言ひて之を免す。叔向を見ずして歸る。叔向もまた免されしを告げずして朝す。（晉侯問叔向之罪於樂王

鮒、對曰、不棄其親、其有焉、於是、祁奚老矣、聞之、乘駟而見宣子曰、……夫謀而鮮過、惠訓不倦者叔向有焉、社稷之固也、猶將十世有之、以勸能者、今壹不免其身、以棄社稷、不亦惑乎

……宣子說、與之乘、以言諸公而免之、不見叔向而歸、叔向亦不告免焉而朝。『春秋左氏傳』襄公二十一年)

晉の大夫、叔向の弟が叛乱を計画したものの一味として死刑の執行を受けた。叔向は、その弟の罪に連座するというかたちで逮捕され、処刑されようとしている。この危機を救ったのは祁奚で、彼は、叔向は國家の柱石ともなるべき賢者であるという。そして、弟の罪に連座させるなどとはもつてのほかであり、彼がこの連座を免(ゆる)されるべきであるだけでなく、十代ののちの子孫までも、彼の國家への功績によつて免(ゆる)されるのが当然であると主張する。このような祁奚の建議により、それがとり上げられて、叔向は弟の罪への連座から免(まぬ)かれ"た。

(四) 國家間の問題

ここでとり上げるのは、免"の対象が國家であるものである。さきに(三)で問題にしたのが、ことと同じく戦争にかかわることであるにもかかわらず、個人が免"の対象となつていたのと異なるものを、ここではとりあげるのである。

○冬、楚子、諸侯と宋を圍む。宋の公孫固、晉に如きて急を告ぐ。先軫曰く、施に報い患を救ひ、威を取り霸を定むるは、是に於てかあり、と。狐偃曰く、楚はじめて曹を得、而して新たに衛に婚す。若し曹・衛を伐たば、楚かならず之を救はん。則ち齊・宋は免かれん、と。(冬、楚子及諸侯圍宋、宋公孫固如晉告急、

先軫曰報施救患、取威定霸、於是乎在矣、狐偃曰、楚始得曹、而新婚於衛、若伐曹衛、楚必救之、則齊宋免矣。』『春秋左氏傳』僖公二十七年)

前年、楚は齊を伐つて穀の町を攻め取つていた。今度は又、楚は宋を圍んだ。援軍を求められた晉は、楚を押さえて霸業を堅固なものにしようとして、宋を助けようとする。その際、直接に楚に当たらず、楚にゆかりの曹と衛を攻め、楚の力をそちらに向かわせ、それによつて齊・宋の圍みを解かせようとした。こうなれば、齊と宋は、楚の軍から免(まぬ)かれることになるのである。春秋時代の弱小諸國は、常に強大國の侵略の危険にさらされており、あらゆる知恵をしばつて、それらから免(まぬ)かれなければならなかった。このような例は、「左伝」では枚挙にいとまがないほどである。

(六) 捕虜

○初め、晉の武公、夷を伐ち、夷詭諸を執ふ。蔦國、請ひて之を免(ゆる)す。既にして報いず。故に子國亂をなす。晉人に謂ふ、我と夷を伐ちてその地を取れ、と。遂に晉の師を以(ひき)りて夷を伐ち、夷詭諸を殺す。(初、晉武公伐夷、執夷詭諸、蔦國請而免之、既而弗報、故子國作亂、謂晉人、與我伐夷而取其地、遂以晉師伐夷、殺夷詭諸。』『春秋左氏傳』莊公十六年)

晉の武公が夷を伐つたとき、その君の夷詭諸を捕虜にした。彼が免(ゆる)された"のは、周の大夫の蔦國、つまり子國の尽力のためであった。しかし、夷詭諸は恩人に対して、何らの謝礼をなすことをもしなかった。そのために恨みを買つて殺されてしまった。複雑な國際關係のもとで、戦乱のたえなかつた春秋時代には、捕虜

になる人物も多かったはずである。一たび捕虜になってしまえば、そこから「免(まぬ)かれる」ことが、大きな問題となるのである。「免」ということを考えるとき、それにかかわる事象として捕虜のことを供するわけにはいかない。

(七) 亡命者への刑

春秋時代は国際関係だけでなく、それに応じて国内の政治情勢も複雑で、外国へ出奔すること、つまり亡命があとを絶たなかった。

○陳人、其の太子御寇を殺す。陳の公子完、顓孫と齊に奔る。……齊侯、敬仲をして卿たらしむ。辭して曰く、羈旅の臣、幸いに若し宥さるることを獲て、寛政に及び、其の教訓に閑(なら)はざるを赦して、罪戾を免かれ、負擔を弛めらるるは、君の恵なり。獲るところ多し、と。……工正たらしむ。(陳人殺其太子御寇、陳公子完、與顓孫奔齊、……齊侯使敬仲爲卿、辭曰、羈旅之臣、幸若獲宥、及於寛政、赦其不閑於教訓、而免罪戾、弛於負擔君之惠也、所獲多矣、……使爲工正)「春秋左氏傳」莊公二十二年)

陳の亡命者、敬仲は本来なら、亡命先の斉において、なんらかの罪を課されてもいたしかたのない立場にあると、みずからいっている。亡命者には、亡命先に、このような刑罰が待ちかまえている場合があったのである。幸いにして、ここにのべる陳の敬仲は、それを「免(まぬ)かれ」て、それどころか相当の好過を受けたので、かえってとまどって、遠慮しているところがある。

(八) 災難あるいは運命

時代の動きが、社会の各方面で激しかった春秋時代には、人々は

その由つてくるところの不明な事故に遭遇することが多かった。例えば、次に引く文章のごとくである。

○其の三時を務め、其の五教を脩め、其の九族を親しみて、以て其の禋祀を致す。是に於てか、民和して神これに福を降す。故に動けば則ち成すこと有り。今、民、各々心ありて、鬼神、主に乏し。君ひとり豊かなりと雖も、其れ何の福か之れ有らん。君、姑く政を脩めて兄弟の國を親しめば、庶(こひねが)はくは難を免かれん。隨侯、懼れて政を脩む。楚敢へて伐たず。(務其三時、脩其五教、親其九族、以致其禋祀、於是乎、民和而神降之福、故動則有成、今、民各有心、而鬼神乏主、君雖獨豐、其何福之有、君姑脩政而親兄弟之國、庶免於難、隨侯懼而脩政、楚不敢伐)「春秋左氏傳」桓公六年)

隨侯は内政をかえり見ずに、外国との戦争にばかり心をうばわれている。そして今は楚を攻めることばかり考えている。そのため、賢臣の季梁は、神をよく祭り、民をいつくしむことこそ先決で、それが出来てこそ、危難を「免(まぬ)かれる」ことができるであろうという。隨侯は、この忠告に従った。そして楚を攻めようという計画を中止した。楚でも又、隨に戦いをいどむことをやめた。ここで季梁のいう「庶(こひねが)はくは、難を免(まぬか)れん」ということばにおける「難」は、誰がくだすのか。また、どういう災難であるのか。実は、こうした点は漠然としているのである。また、次のようにもいえようか。神が災難を与えるのであると。しかしながら、その神は眼前に目にすることのできるものではない。その災難もまた、実際に身にふりかからないかぎり、どういふものか不明

である。にもかかわらず、一国の君主の行動をしぼって、戦争をも中止させるほどの力を持つのである。ここに引いた文章では、難から「免(まぬか)れようとして」、戦争をやめている。このような「免」は、ほかには例えば、つぎのようなものもある。

○衛の獻公、子鮮をして復るを爲さしむ。辭す。敬嬖強ひて之に命ず。對へて曰く、君、信なし。臣、免かれざるを懼る、と。

敬嬖曰く、然りと雖も吾が故を以てせよ、と。許諾す。(衛獻公使子鮮爲復、辭、敬嬖強命之、對曰、君無信、臣懼不免、敬嬖曰、雖然以吾故也、許諾) 〓「春秋左氏傳」襄公二十六年)

国を出ている衛の獻公は、弟の子鮮の尽力によって、自国に復帰できるよう願った。しかし、兄の行状をよく知っている子鮮は、兄を入国させれば、必ず自分にも災難がふりかかるにちがいないと思ふ。どういふ災難を、誰が自分に、どういふかたちで及ぼすのかは、わからない。しかし、確実にそれは自分の身にふりかかるものと予想されるのである。右の文章では、子鮮は、そうした災いから「免」かれられないのではないかと、心配するのである。

こうした、災難を加える主体と、その災難の形態が不明であるような災いから「免」かれようとするのは、以下のような例における場合が、最もふつうである。

○陳の五父、鄭に如(ゆ)きて洫(のぞ)みて盟(ちか)ふ。壬申、鄭伯と盟ふ、畎(すす)ること忘るるが如し。洩伯曰く、五父は必らず免(まぬか)れざらん。盟を頼まず、と。(陳五父如鄭洫盟、壬申及鄭伯盟、畎如忘、洩伯曰、五父必不免、不頼盟矣) 〓「春秋左氏傳」隱公七年)

「春秋左氏傳」における「免」字の用法と刑鼎の公鼎

陳の五父は鄭伯との盟(ちかい)のとき、血のすすり方が、まるで気のぬけた人のやり方のようで、著るしく礼を欠いていた。それを見て洩伯が「五父は災難から免(まぬか)れることはできないであらう」と予言する。事実、それから十年の後、五父は陳の君主の地位を争ってやぶれ、義弟を推す義母の一派の手にかかって非業の死をとげている。しかしながら、洩伯がこのように予言した段階では、その災難の実体は不明であった。このような災難を背景に、春秋時代の人々は、また、「免」ということを考えたのである。

四、春秋時代の時代相と「免」

前章において「春秋左氏傳」のなかで、「免」ということばの発せられた背景をさぐり、それらを類型化してみた。それによると、(1) 刑罰、(2) 軍事に関するもの、(3) 上司の罰、(4) 連座をめぐって、(5) 国家間の問題、(6) 捕虜、(7) 亡命者への刑罰、(8) 災難あるいは運命、ということになる。

前章において、すでに少しばかりふれたのであるが、前述の八項に対して、さらに二つの類型化が可能である。それは、(1) から(7) まだが一つのグループであり、もう一つのグループとして(8) があるというかたちである。初めのグループは、何を免れるか、また、その免かれるべきものをもたらすものが明白になっている。後のグループでは、何を免れるのか、それをもちたすものが何であるのかということが明確でなく、漠然としている。では、「春秋左氏傳」においては、この二類型のあらわれ方は、どのような割合になっているで

あろうか。分類のはっきりしないもの、あるいはさ、せ、い、く、い、ものを除外し、その用法の典型的なものをひろい上げて示してみる。その際、さきの初めのグループを仮にⅠとし、他をⅡとして示すことにする。^⑧

○Ⅰ(一)2例、(二)25例、(三)15例、(四)2例、(五)19例、(六)5例、(七)2例、
合計70例

Ⅱ(八)24例

これは便宜的な数え方ではあるが、ここにあらわれるように、「左伝」における「免」は、圧倒的にⅠが多く、Ⅱは非常に少ないと、ほぼ断じてよいであろう。

Ⅰの依拠している場面は(一)から(七)まで多様である。しかし、その中心になるのは軍事に関することである。なかでも(2)・(5)・(6)は直接に軍事そのものといってよい。残りの項目も、なんらかの意味で軍事にかかわりのありうるものである。春秋時代には軍事が多発し、社会はそのことを中心にして進行しているといっても過言ではない。一方、Ⅱにおける「免」は、おもにどのような場面で使用されているであろうか。前章、つまり第三章の(八)に引いた例文を想起してみよう。最初に引いた例文では、神を祀ることと戦争のことが主な話題となっている。二番目に引いた文章では、兄たる人物の「無信」ということが大きな問題となっている。最後の文章では盟会における礼の乱れがとり上げられている。神を祭ることといい、信といい、盟会の礼といい、すべて礼にかかわることである。なお、前章の(八)には紙幅の都合で引けなかったところの、あとの二十一例は、実は予言に関したもので、そのほとんどが礼の違反者に対してな

れた発言のなかで使用されている。「免」字をふくむ文章である。こゝうしてみると、Ⅰは戦争を背景とし、Ⅱは礼を背景にしているといつてもよいであろう。

前記のごとく春秋時代は、後の戦国時代に連続し、戦争の多発する時代であり、時代がすすむにつれて軍事の社会に占める位置は、ますます大きくなっていったと見てよいであろう。一方、礼はどうであろうか。このことを、「同姓不婚」ということをなかだちにして、みてみよう。「男女、姓を辨(わか)つは、禮の大司なり」男女が同姓の者と結婚しないというのは、礼の根本である。「春秋左氏伝」昭公元年」といわれるからである。

○臣聞く、天の啓く所は、人、及ばざるなり、と。晉の公子に三あり。天、其れあるいは將に諸を建てんとするか。君、それ禮せよ。男女姓を同じくすれば、其の生しげらず。晉の公子は姫の出入り。而して今に至れり。(臣聞、天之所啓、人弗及也、晉公子有三焉、天其或者將建諸、君其禮焉、男女同姓、其生不蕃、晉公子姫出也、而至於今」「春秋左氏傳」僖公二十三年)

外国流浪中の晉の公子、重耳が鄭にやってきた。その処遇について、鄭の叔詹が主君をいさめたことばである。重耳には天の三つの助けがある。その一つに、重耳の母は晉と同姓の姫姓であり、同姓の間に生まれた子は成長しないといわれているのに、重耳はこのように立派に成人しているということがある。ここには、きっと天の助けがあるのである。こういう天の助けに恵まれた人である以上、重耳はきっと将来、晉の君主となる人であろう。だから、今のうちに、立派に礼遇しておかねばならない、と叔詹はいう。同姓不婚は

男女間の礼の根本であり、犯してはならない一種のタブーであったはずである。それにもかかわらず、それを犯す人がおり、それが絶対的に否定されるというようなこともなくなってきたように見える。このほかにも、例えば、斉の崔杼（「左伝」襄公二十五年）とか、同じく斉の盧蒲癸（「左伝」襄公二十八年）などの場合がある。崔杼は、同姓と婚するときには、易によって占って吉と出たときに限るという礼の規定を知つていながら、占いの結果が凶であったにもかかわらず、それを無視して、自分の意志を強行した。一方、盧蒲癸は、同姓不婚を犯すことは、今はやりの、「詩経」の詩を分断し、自分勝手に解釈しなおして歌う、あの詩の「断章取義」と同じことだという。そして、自分と同姓の主人の娘を、すすめられるままに娶つた。「左伝」にあらわれた同姓不婚の違犯例は、同時代にあった実際の数の、ほんの一斑をしき示さないであろう。「礼の大同」、即ち、礼の根本だとされる同姓不婚ということが、このように疎略に扱われる傾向にあるとすれば、春秋時代には、礼の拘束力の弱まる方向というものが一般的であったといえるであろう。「左伝」における「免」字のIとIIにおける使用頻度の割合が、前記のごとくであったのは、それぞれが背景として社会的状況を、そのまま反映しているのであるとみてよい。Iにおいては、戦争の増大する傾向を、IIにおいては、礼の権威がおとろえ、その規範力が減少する傾向を、それぞれ反映しているのである。

以上の考察から、「左伝」では、「免」の主流ともいえるような傾向は、明らかにIIよりもIの方にあったものと考えてよいであろう。人々が、「免」、即ち「まぬかれる」「のがれる」「ゆるされる」など

と意識するとき、人々は何が自分に、いかなる危害を加える可能性があるかということをはっきりと認識した上で、そこから「まぬかれる」「等々のことを考えたのである。「免」という場合、そちらの方に、意識が傾くことが支配的であったというわけである。春秋人の、「免」についてのこのような精神的姿勢は、逆にまた、社会の各方面の事象にさまざまな影響を与えたはずである。そのようなものうち、最も注目すべきことをとりあげて、次章に示そう。

五、「免」と刑鼎の公開

古来、中国には次のような伝えがあった。

○昔、夏の方（まさ）に徳あるや、遠方物を圖（えが）きしかば、金を九牧に貢せしめ、鼎を鑄て物を象（かたど）り、百物にして之が備へを爲して、民をして神姦を知らしめたり。故に、民川澤山林に入りて不若に逢はず。螭魅罔兩も、能く之に逢ふこと莫（な）く、用つて能く上下を協（かな）へて、以て天休を承けたり。（昔、夏之方有徳也、遠方圖物、貢金九牧、鑄鼎象物、百物而爲之備、使民知神姦、故民入川澤山林、不逢不若、螭魅罔兩、莫能逢之、用能協于上下、以承天休。『春秋左氏傳』宣公三年）

夏王朝の時代、危険な物や魔物を鼎に描いて、あらかじめ知らせ、人々にそれらのもたらす危害を避けるようにさせた。こうして人々は、何が、どのような害を与えるのかということを知ることができた。そのおかげで、それらの害悪から、「免（まぬか）れ」たのであ

る。このようにいい伝えこそ、刑鼎公開のモデルの出どころの一つではある。しかし、これだけでは刑法は公開されはしないであらう。当時であつて、刑法の公開が、なぜ容易ならざることであつたのかということ、行論の必要上、まず知っておきたい。

○昔、先王、事を議して以て制し、刑辟を爲らざりしは、民の争心有らんことを懼れてなり。……民、辟あるを知るときは、則ち上を忌まず……民、争端を知れり。將に禮を弃て書に徴せんとす。(昔先王議事以制、不爲刑辟、懼民之有争心也……民知有辟、則不忌於上……民和争端矣、將弃禮而徴於書)「春秋左氏傳」昭公六年)

これは晉の叔向が、中国最初の刑鼎の公開をおこなつた、鄭の子産に与えた書簡の一部である。これによると、刑法がまだ定められていない時代、それは「罪刑専断」ともいふべき状態で、この状態そのものが支配権の大きな源にもなつたのである。ところが、たびたび法律が制定され、しかもそれが公開されるということになれば、いわゆる「罪刑法定」の萌芽とでも称しうる状況が生まれてくる。そうなれば、当然のこととして、支配者の権力は弱化する。支配者が、あるいは支配階級が弱くなれば、その階級の秩序の根元であつた礼規範の体系も乱れ、無力化するであらう。こうした現実をふまえて、この引用の書簡のなかで、叔向はつぎのようについて、「法律が公開された以上、もう下々の人民たちは支配者を恐れなくなるであらう。そして、従来の「礼」など全く無視することになり、目前の法律にだけ注目するようになる」と。当時の支配階級の人々は、「罪刑専断」と、旧来の「礼の規範」が自らの権力の基盤であるという

ことを、よく知つていた。従つて、法律を作るどころか、それを公開することなど、もつてのほかのことであつた。このように、法律の公開ということは、支配階級の人々にとっては、みずからの立つ足元を、みずから崩してゆくことにほかならない出来事であつたのである。それは容易になしうることではない。

ではなぜ、法律の公開は断行されたのか。それをおこなつた中心人物の子産は、刑鼎公開の理由を、つぎのようについて。

○吾れは、以て世を救はんとす。(吾以救世也)「春秋左氏傳」昭公六年)

子産が、ここにいう「世を救う」とはどういうことであらうか。しばらく、このことばの意味を示唆してくれる、以下のごとき事象に注目しよう。

○叔向曰く……吾が公室と雖も、今また季世なり。……庶民は罷敵して、宮室ますます侈(おご)れり、……民、公命を聞けば、寇讎を逃るるが如し。欒・卻・胥・原・狐・續・慶・伯、降りて早隸に在り。政、家門に在りて……公室の卑しきこと、其れ何れの日か之あらん。(叔向曰、……雖吾公室、今亦季世也……庶民罷敵、而宮室滋侈……民間公命、如逃寇讎、欒・卻・胥・原・狐・續・慶・伯、降在早隸、政在家門……公室之卑、其何日之有)「春秋左氏傳」昭公三年)

ここに語られている多くの事実のうち、晉の公室が極度に衰えていくということ、その公室の権力が、家門、つまり大夫の手に移りつつあること、欒家以下八家の、晉国における名つての名門がすっかり没落し、「早隸」つまり、低い官職に甘んじているということ、

この三点を、当時の「世」つまり社会の象徴的事象として知っておく必要があろう。さきの子産の「世を救う」ということは、「世」とは、まさしく、このようなものであったと考えて、ほぼまちがいはない。では、子産のことばのうち、「世を救う」の、「救う」とはどのようなことであらうか。子産の刑鼎公開より二十三年の後、晋で刑鼎が公開されたとき、そのことを推進した三人の人物の一人である趙鞅、つまり趙簡子はつぎのように、いつている。子産と同じく刑鼎を公開した人物の言動には、本質的に同じものが通いあっているとみてよいであらう。

○簡子、誓ひて曰く、范氏・中行氏は天明に反易し……晋國を擅（ほしいままにして其の君を滅ぼさんと欲す。……二三子……此の行に在りてや、敵に克たん者は、上大夫は縣を受け、下大夫は郡を受け、士は田十萬、庶人工商は遂げ、人臣隸圉は免（ゆる）さん。（簡子誓曰、范氏・中行氏、反易天明、欲擅晋國而滅其君……二三子……在此行也、克敵者、上大夫受縣、下大夫受郡、士田十萬、庶人工商遂、人臣隸圉免。『春秋左氏傳』哀公二年）

これは晋の内乱を鎮定しようとして、軍隊を前にして趙鞅が誓った言葉である。その誓いは、神ではなく、軍隊を構成している、さまざまな階層の兵士に対してなされている。ここで注目すべきことは、軍功のある者には、「庶人工商は遂げ、人臣隸圉は免（ゆる）さん」というところである。つまり、これは、庶人と工商の民には仕官させ、人の家に召し使われている者どもには労役から解放し、自由の身にしよう、ということである。この戦争に勝利をおさめる

ために、かねての要求をかなえてやるというわけであるが、それかなえてやらなければ、社会の存続がありえないのであるということまで、当時の支配階級の人々は追いつめられていたのである。子産のいう「世を救う」ということも、趙鞅の、この誓いのことばと本質は変わらない。

春秋時代は、戦争を主動力とすることによって動く社会であった。そこでは旧来の身分制はくずれ、それを支えていた礼の秩序もくずれた。旧来の名族が社会の下層に下降し、下々の者がその空隙をうめるかたちで上昇した。上昇してくる人々は、従来を、そのまま受け入れることはしない。さきに趙鞅が兵士たちに誓ったことばの中に、人臣隸圉を「免（ゆる）す」といった。このことばに象徴的にあらわれているように、下から上昇してくる人々は、「免」ということを、種々のかたちで求めるのである。従来を、つまり礼秩序のなかでは、彼らの「免」はなじまない。彼らの「免」は、第四章でふれたように、何から、何を免かれるのかということが明示されるかたちでの「免」であったのである。この種の「免」は、実は、いい伝えられている「夏の鼎」と、その本質を、一にしているのである。刑鼎の公開という、破天荒の事業は、社会における「免」をめぐる諸状況が、「夏の鼎」の存在を呈示したことによって、初めに実現したものであるといえよう。

おわりに

「罪刑法定主義」に対立する概念として「罪刑専断主義」という

「春秋左氏伝」における「免」字の用法と刑鼎の公開

一〇二

ことばがある。^⑧他の国々がそうであったように、初め、おそらくは中国にも法律は無かつたはずである。こうした時代においては、支配者が恣意的に刑罰を行使することのできる、いわゆる「罪刑專断」の状態が、ごくふつうのこととしてあったのである。ところが、「春秋左氏伝」には、例えば晉の文公の「被廬の法」などのように、多くの法律の名前が出てくる。従つて、春秋時代は、早くから、成文法の時代に入っていたはずである。しかし、それらは子産における刑法の公開、即ち刑鼎の公開までは、公開されない法律であった。それは、いわば、法律上の独裁制ともいべき時代であり、支配者にとつては、まだ「罪刑專断」的な余地は十分に残っていたといえる。こうした状況における法律の運用の本質については、比喻ではあるが、以下のような記述は参考になるであろう。

○法禁を明らかにせずして、罪に陥るに及んで、随つてこれを刑すれば、譬へば、盲者を深谷に陥すがごときなり。(不明法禁、及陥於罪、隨而刑之、譬猶陷盲者於深谷也)太田方「韓非子翼彙」用人第二十五)

法律のこのような運用の状況が、春秋時代の一般的な姿であった。ところが、春秋時代の社会相のもとで、活発化した人々の「免」の意識と、それによつて活性化され、現実化されたのが、「夏の鼎」のいい伝えである。子産の刑鼎公開ということは、これらが、その具体的なモデルとなつて実現したものと思われる。

注

① 中田薫「法制史論集」第四卷70頁参照。

② このことについては、拙稿「春秋時代における法および法思想の展開」(「日本中国学会報」第二十四集)参照。

③ 元圻案、鄭暉老曰、春秋左氏傳、一十九萬六千八百四十五字、此合經文計之。なお、「春秋」の項には、つぎのようにいう。元圻案、李氏壽作謝嘯春秋古經序曰、司馬遷言春秋文成數萬、張晏曰、春秋才萬八千字、誤也、今細數之、更缺一千四百二十八字、春秋說題辭曰、孔子作春秋、一萬八千字、是張晏所本。(翁注困學紀聞)卷六、左氏)。

④ 皆致恭也(左氏會箋)。

⑤ 「春秋左氏伝」には、予言についての記事が非常に多い。この予言と、その結果とが前後照応するかたちで、それらが縦横に配置されているところに、「左伝」の特色の一つがある。

⑥ 白川静著「説文新義」卷十、39頁。

⑦ 白川氏前掲書、37頁。

⑧ 白川氏は、段・錢両氏の方法を評して、次のようにいう。「段氏が免・免の小點の有無を問題とし、錢氏が免・免の聲義を合せよとしたのは、何れももと全く異なる字の牽合を試みたもので、字の初形初義をえたものとしがたい。隸釋して形近の字となつたとしても、字形のはじめをえなくては、その聲義を論ずることは困難である」(「説文新義」卷十、38頁)。

⑨ 宝玉で作られている。中心部に穴がある。ドーナツ状の円形の環である。

⑩ 例えば、この間の事情は次のように解される。「(作爲諸侯領袖的晉國)殺了士榮、砍了鍼莊子的脚、認爲甯武子忠誠而赦免了他」(沈玉成「左傳譯文」、中華書局)。

⑪ このことについて、「左氏會箋」は次のようにいう。「春秋之世、重世卿、凡在服屬則致死焉、……使人頓割父子之情而不顧」。

⑫ この文章が「尚書」康誥からの引用ということで、「左氏會箋」は、「箋曰、此非康誥全文、引其意而言之」という。

⑬ 西田太一郎「中国刑法史研究」(昭和四十九年、岩波書店刊)、第八章、「縁坐制について」を参照。

